

4 第十八条第一項及び第十九条第二項の規定は、家庭裁判所が、第一項の規定により、保護処分を取り消した場合に準用する。

5 家庭裁判所は、第一項の規定により、少年院に収容中の者の保護処分を取り消した場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、その者を引き続き少年院に収容することができる。但し、その期間は、三日を超えることはできない。

6 前二項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による第二十四条第一項の保護処分の取消しの事件の手続は、その性質に反しない限り、同項の保護処分に係る事件の手続の例によること。

(報告と意見の提出)

第二十八条 家庭裁判所は、第二十四条又は第二十五条の決定をした場合において、施設、団体、個人、保護観察所、児童福祉施設又は少年院に対し、少年に関する報告又は意見の提出を求めることができる。

(委託費用の支給)

第二十九条 家庭裁判所は、第二十五条第二項第三号の措置として、適当な施設、団体又は個人に補導を委託したときは、その者に対して、これによつて生じた費用の全部又は一部を支給することができる。

(証人等の費用)

第三十条 証人、鑑定人、翻訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2 参考人は、旅費、日当、宿泊料を請求することができ。参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。

(抗告)

4 第二十二条の三第四項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十九条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(抗告)

3 第五条の二第三項の規定は、第一項の規定により通知を受けた者について、準用する。

第四節 抗告

(抗告)

第三十条の二 家庭裁判所は、第十六条第一項の規定により保護司又は児童委員をして、調査及び観察の援助をさせた場合には、最高裁判所の定めるところにより、その費用の一部又は全部を支払うことができる。

(費用の徴収)

第三十一条 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、

(抗告裁判所の調査の範囲)

第二十二条の二 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれている事項に限り、調査をするものとす

翻訳人、参考人、第二十二条の三第三項(第二十二条の五第四項において準用する場合を含む。)の規定により選任された付添人及び補導を委託された者に支給した旅費、日当、宿泊料の他の費用並びに少年鑑別所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができます。

2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百二十一

条第一項、第二項及び第四項並びに刑事訴訟法第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百

十四条の規定を準用する。この場合において、

非訟事件手続法第百二十二条第一項中「検察官」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

(被害者等に対する通知)

2 前項の取調べは、合議体の構成員にさせ、又

は家庭裁判所の裁判官に嘱託することができ

る。

(抗告受理の申立て)

2 前項の取調べは、合議体の構成員にさせ、又

は家庭裁判所の裁判官に嘱託することができ

る。

(抗告審の裁判)

2 前項の取調べは、合議体の構成員にさせ、又

は家庭裁判所の裁判官に嘱託することができ

る。

(抗告の手続)

2 前項の取調べは、合議体の構成員にさせ、又

は家庭裁判所の裁判官に嘱託することができ

る。

(抗告の手続)

2 前項の取調べは、合議体の構成員にさせ、又

は家庭裁判所の裁判官に嘱託することができ

る。

(抗告の手続)

2 前項の取調べは、合議体の構成員にさせ、又

は家庭裁判所の裁判官に嘱託することができ

る。

(抗告の手續)

2 前項の取調べは、合議体の構成員にさせ、又

は家庭裁判所の裁判官に嘱託することができ

る。

2 抗告裁判所は、第二十二条の三第二項に規定する事件(家庭裁判所において第十七条第一項第二号の措置がとられたものに限る。)について、少年に弁護士である付添人がなく、かつ、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、抗告審の審理に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付与することができる。

3 抗告裁判所は、決定をするについて必要があるときは、事実の取調べをすることができる。

(抗告裁判所の事実の取調べ)

2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百二十一

条第一項、第二項及び第四項並びに刑事訴訟法第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百

十四条の規定を準用する。この場合において、

非訟事件手続法第百二十二条第一項中「検察官」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

(被害者等に対する通知)

2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百二十一

条第一項、第二項及び第四項並びに刑事訴訟法第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百

十四条の規定を準用する。この場合において、

非訟事件手続法第百二十二条第一項中「検察官」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

2 抗告裁判所は、第二十二条の三第二項に規定する事件(家庭裁判所において第十七条第一項第二号の措置がとられたものに限る。)について、少年に弁護士である付添人がなく、かつ、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、抗告審の審理に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付与することができる。

(抗告裁判所の事実の取調べ)

2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百二十一

条第一項、第二項及び第四項並びに刑事訴訟法第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百

十四条の規定を準用する。この場合において、

非訟事件手続法第百二十二条第一項中「検察官」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

(抗告裁判所の事実の取調べ)

(その他の事項)
第三十六条 この法律で定めるものの外、保護事
件に関する必要な事項は、最高裁判所がこれを
定める。

第三十七条から第三十九条まで 削除

第三章 少年の刑事案件

第一節 通則

(準拠法例)

第四十条 少年の刑事案件については、この法律
で定めるもの以外、一般の例による。

第二節 手続

(司法警察員の送致)

第四十一条 司法警察員は、少年の被疑事件につ
いて捜査を遂げた結果、罰金以下の刑にあたる
犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これ
を家庭裁判所に送致しなければならない。犯罪
の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付
すべき事由があると思料するときは、同様であ
る。
(検察官の送致)

第四十二条 檢察官は、少年の被疑事件について
捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思
料するときは、第四十五条第五号本文に規定す
る場合を除いて、これを家庭裁判所に送致しな
ければならない。犯罪の嫌疑がない場合でも、
家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料
するときは、同様である。
(勾留に代る措置)

第四十三条 檢察官は、少年の被疑事件において
は、裁判官に対し、勾留の請求に代え、第十
七条第一項の措置を請求することができる。但
し、第十七条第一項第一号の措置は、家庭裁判
所の裁判官に対して、これを請求しなければな
らない。

2 前項の請求を受けた裁判官は、第十七条第一
項の措置に関して、家庭裁判所と同一の権限を
有する。
3 檢察官は、少年の被疑事件においては、やむ
を得ない場合でなければ、裁判官に対して、勾
留を請求することはできない。
(勾留に代る措置の効力)

第四十四条 裁判官が前条第一項の請求に基いて
第十七条第一項第一号の措置をとつた場合にお
いて、検察官は、捜査を遂げた結果、事件を家
庭裁判所に送致した後でも、引き続き前

庭裁判所に送致しないときは、直ちに、裁判官
に対して、その措置の取消を請求しなければな
らない。

2 裁判官が前条第一項の請求に基いて第十七条
第一項第二号の措置をとるときは、令状を発し
てこれをしなければならない。

3 前項の措置の効力は、その請求をした日から
十日とする。

(検察官へ送致後の取扱い)

第四十五条 家庭裁判所が、第二十条第一項の規
定によつて事件を検察官に送致したときは、次
の例による。

一 第十七条第一項第一号の措置は、その少年

の事件が再び家庭裁判所に送致された場合を
除いて、検察官が事件の送致を受けた日から
十日以内に公訴が提起されないとときは、その
効力を失う。公訴が提起されたときは、裁判
所は、検察官の請求により、又は職権をもつ
て、いつでも、これを取り消すことができ
る。

二 前号の措置の継続中、勾留状が発せられた

ときは、その措置は、これによつて、その効
力を失う。

三 第一号の措置は、その少年が満二十歳に達

した後も、引き続きその効力を有する。

四 第十七条第一項第二号の措置は、これを裁 判官のした勾留とみなし、その期間は、検察

官が事件の送致を受けた日から、これを起算
する。この場合において、その事件が先に勾
留状の発せられた事件であるときは、この期
間は、これを延長することができない。

五 檢察官は、家庭裁判所から送致を受けた事
件について、公訴を提起するに足りる犯罪の
嫌疑があると思料するときは、公訴を提起し
なければならない。ただし、送致を受けた事
件の一部について公訴を提起するに足りる犯
罪の嫌疑がないか、又は犯罪の情状等に影響
を及ぼすべき新たな事情を発見したため、訴
追を相当でないと思料するときは、この限り
でない。送致後の情況により訴追を相当でな
いと思料するときも、同様である。

六 第十条第一項の規定により選任された弁護 士である付添人は、これを弁護人とみなす。

七 第四号の規定により第十七条第一項第二号
の措置が裁判官のした勾留とみなされた場合
には、勾留状が発せられているものとみなし
て、刑事訴訟法中、裁判官による被疑者につ
いて、検察官は、捜査を遂げた結果、事件を家
庭裁判所に送致した後でも、引き続き前

いての弁護人の選任に関する規定を適用す
る。

2 被疑者のため弁護人が付された事件について
渡」とあるのは、「保護処分の決定」と読み替
えるものとする。

3 檢察官は、家庭裁判所が少年に訴訟費用の負
担を命ずる裁判をした事件について、その裁判
を執行するため必要な限度で、最高裁判所規則
の定めるところにより、事件の記録及び証拠物
を閲覧し、及び暗写することができる。

(保護処分等の効力)

第四十六条 罪を犯した少年に対する第二十四条
第一項の保護処分がなされたときは、審判を経
た事件について、刑事訴訟をし、又は家庭裁判
所の審判に付することができない。

2 第二十二条の二第一項の決定がされた場合に
おいて、同項の決定があつた事件につき、審判
に付すべき事由の存在が認められないこと又は
保護処分に付する必要がないことを理由とした
保険処分に付さない旨の決定が確定したとき
は、その事件についても、前項と同様とする。

(保護処分の取消し)

3 第二十七条の二第一項の規定は、第二十七
条の規定による保護処分の取消しの決定が確
定した場合について、適用しない。ただし、当該事
件につき同条第六項の規定によりその例によるこ
ととされる第二十二条の二第一項の決定がされ
た場合であつて、その取消しの理由が審判に付
すべき事由の存在が認められないことであると
きは、この限りでない。

(時効の停止)

第四十七条 第八条第一項前段の場合においては
第二十一條の決定があつてから、第八条第一項
後段の場合においては送致を受けてから、保護
処分の決定が確定するまで、公訴の時効は、そ
の進行を停止する。

2 前項の規定は、第二十二条の決定又は送致の
後、本人が満二十歳に達した事件についても、
これを適用する。

(勾留)

第四十八条 勾留状は、やむを得ない場合でな
れば、少年に対して、これを発することはでき
ない。

2 少年を勾留する場合には、少年鑑別所にこれ
を拘禁することができる。

3 本人が満二十歳に達した後でも、引き続き前
項の規定によることができる。

(取扱いの分離)

2 少年に対する被告事件は、他の被告事件と連
する場合にも、審理に妨げない限り、その手
続を分離しなければならない。

3 刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設に
おいては、少年(刑事収容施設及び被収容者等
の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十
号)第二条第四号の受刑者(同条第七号の未決
拘禁者としての地位を有するものを除く。)を
除く。)を二十歳以上の者と分離して収容しな
ければならない。

(被疑者と被告の分離)

2 被疑者又は被告人と分離して、なるべく、その接
触を避けなければならない。

(被疑者と被告の分離)

2 少年に対する被告事件は、他の被告事件と連
する場合にも、審理に妨げない限り、その手
続を分離しなければならない。

(被疑者と被告の分離)

2 少年に対する被告事件は、他の被告事件と連
する場合にも、審理に妨げない限り、その手
続を分離しなければならない。

(被疑者と被告の分離)

2 少年に対する被告事件は、他の被告事件と連
する場合にも、審理に妨げない限り、その手
續を分離しなければならない。

(死刑と無期拘禁刑の緩和)

2 歴を犯すとき十八歳に満たない者に対する
第一条の趣旨に従つて、これを行わなければなら
なければならぬ。

(審理の方針)

2 歴を犯すとき十八歳に満たない者に対する
第一条の趣旨に従つて、これを行わなければなら
なければならぬ。

(死刑と無期拘禁刑の緩和)

2 歴を犯すとき十八歳に満たない者に対する
第一条の趣旨に従つて、これを行わなければなら
なければならぬ。

(定期刑)

2 断すべきときは、処断すべき刑の範囲内におい
て、長期を定めるとともに、長期の二分の一
（長期が十年を下回るときは、長期から五年を
減じた期間。次項において同じ。）を下回ら
ない範囲内において短期を定めて、これを言い渡
す。この場合において短期は十五年、短期は
十年を超えることはできない。

(定期刑)

2 断すべきときは、処断すべき刑の範囲内におい
て、長期を定めるとともに、長期の二分の一
（長期が十年を下回るときは、長期から五年を
減じた期間。次項において同じ。）を下回ら
ない範囲内において短期を定めて、これを言い渡
す。この場合において短期は十五年、短期は
十年を超えることはできない。

(定期刑)

2 断るべきときは、処断すべき刑の範囲内におい
て、長期を定めるとともに、長期の二分の一
（長期が十年を下回るときは、長期から五年を
減じた期間。次項において同じ。）を下回ら
ない範囲内において短期を定めて、これを言い渡
す。この場合において短期は十五年、短期は
十年を超えることはできない。

(定期刑)

2 断るべきときは、処断すべき刑の範囲内におい
て、長期を定めるとともに、長期の二分の一
（長期が十年を下回るときは、長期から五年を
減じた期間。次項において同じ。）を下回ら
ない範囲内において短期を定めて、これを言い渡
す。この場合において短期は十五年、短期は
十年を超えることはできない。

(定期刑)

2 断るべきときは、処断すべき刑の範囲内におい
て、長期を定めるとともに、長期の二分の一
（長期が十年を下回るときは、長期から五年を
減じた期間。次項において同じ。）を下回ら
ない範囲内において短期を定めて、これを言い渡
す。この場合において短期は十五年、短期は
十年を超えることはできない。

(定期刑)

2 断るべきときは、処断すべき刑の範囲内におい
て、長期を定めるとともに、長期の二分の一
（長期が十年を下回るときは、長期から五年を
減じた期間。次項において同じ。）を下回ら
ない範囲内において短期を定めて、これを言い渡
す。この場合において短期は十五年、短期は
十年を超えることはできない。

(定期刑)

2 断るべきときは、処断すべき刑の範囲内におい
て、長期を定めるとともに、長期の二分の一
（長期が十年を下回るときは、長期から五年を
減じた期間。次項において同じ。）を下回ら
ない範囲内において短期を定めて、これを言い渡
す。この場合において短期は十五年、短期は
十年を超えることはできない。

(定期刑)

2 断るべきときは、処断すべき刑の範囲内におい
て、長期を定めるとともに、長期の二分の一
（長期が十年を下回るときは、長期から五年を
減じた期間。次項において同じ。）を下回ら
ない範囲内において短期を定めて、これを言い渡
す。この場合において短期は十五年、短期は
十年を超えることはできない。

(定期刑)

2 断るべきときは、処断すべき刑の範囲内におい
て、長期を定めるとともに、長期の二分の一
（長期が十年を下回るときは、長期から五年を
減じた期間。次項において同じ。）を下回ら
ない範囲内において短期を定めて、これを言い渡
す。この場合において短期は十五年、短期は
十年を超えることはできない。

(定期刑)

2 断るべきときは、処断すべき刑の範囲内におい
て、長期を定めるとともに、長期の二分の一
（長期が十年を下回るときは、長期から五年を
減じた期間。次項において同じ。）を下回ら
ない範囲内において短期を定めて、これを言い渡
す。この場合において短期は十五年、短期は
十年を超えることはできない。

(定期刑)

2 断るべきときは、処断すべき刑の範囲内におい
て、長期を定めるとともに、長期の二分の一
（長期が十年を下回るときは、長期から五年を
減じた期間。次項において同じ。）を下回ら
ない範囲内において短期を定めて、これを言い渡
す。この場合において短期は十五年、短期は
十年を超えることはできない。

(定期刑)

次項に定めるもののほか、前項の決定に係る手続の(この項を除く。)規定による特定少年である少年の保護事件の手続の例による。第一項の決定をする場合においては、前項の規定によりその例によることとされる第十七条第一項第二号の措置における収容及び更生保護法第六十八条の三第一項の規定による留置の日数は、その全部又は一部を、第六十四条第二項の規定により定められた期間に算入することができる。

第六十八条 第六十二条の規定は、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しなさい。ただし、当該罪に係る事件について刑事訴訟法第四百六十二条の請求がされた場合（同法第四百六十三条第一項若しくは第二項又は第四百六十八条第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつた場合を除く。）は、この限りでない。

第六十一条の三及び第六十五条の改正規定
察審会法第六条第六項の改正規定中少年調査院
及び少年調査官補に関するもの並びに少年年
の改正規定は公布の日から起算して五年を経
過した日から、その他の部分は公布の日から

は、警察法（昭和二十九年法律第六百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

三号抄
（施行期日）

附則（昭和二十九年五月二七日法律第二六号）抄
この法律は、昭和二十九年六月一日から施行する。
付則（昭和二九年六月八日法律第一六

附 則（昭和二八年七月二十五日法律第八
六号）抄 　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

四月一日から施行する。

年一月一日から、その他の規定は昭和二十六年四月一日から施行する。

(経過措置) か遲い日

第二条 この法律の施行の際現に家庭裁判所に係属している事件についてなされる保護処分については、第一条の規定による改正後の少年法第二十四条第一項ただし書の規定並びに第二条の規定による改正後の少年院法第二条第二項及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例によつて適用する。

第三条 第一条の規定による改正後の少年法第二十六条の四の規定は、この法律の施行の日以後に第一条の規定による改正後の少年法第二十四条第一項第一号の保護処分の決定を受けた者について適用する。

附 則 (平成一九年六月一日法律第七三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

部分に限る。) 及び第九条の二の改正規定は、
公布の日から起算して二十日を経過した日から
施行する。

2 (経過措置)

この法律の施行の日前にこの法律による改正
前の少年法第三十七条规定により公訴
の提起があつた成人の刑事事件については、こ
の法律による改正後の少年法、裁判所法(昭和
二十二年法律第五十九号)及び刑事訴訟法(昭
和二十三年法律第三百三十一号)の規定にかかる
らず、なお從前の例による。沖縄の復帰に伴う
特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百
二十九号)第二十六条第四項の規定により家庭
裁判所が権限を有する成人の刑事事件について
も、同様とする。

3 (検討)

政府は、この法律の施行後三年を経過した場
合において、被害者等による少年審判の傍聴に
関する規定その他この法律による改正後の規定
も、同様とする。

附則（平成二六年四月一八日法律第二百四十四条）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。ただし、第六条の六第一項、第二十二条の二第一項及び第二十二条の三第二項の改正規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。
第二条 この法律の施行前にした行為（一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為、犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は併合罪として処断すべき罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合においては、これらの行為を含む。）に係る刑の適用、仮釈放

附 則 (平成一九年六月一日法律第六八号)抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第一条（少年法第二十二条の三の見出し中「検察官が関与する場合の」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第三十条第四項及び第三十一条第一項の改正規定、同法第三十二条の五の見出しを「抗告審における国選付添人」に改め、同条に一項を加える改正規定並びに同法第三十五条第二項の改正規定に限る。）及び第四条（総合法律支援法目次の改正規定、同法第三十条第一項第三号、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定に限る。）の規定、総合法律支援法附則第一条第二号に掲げる規定

附 則（平成一九年六月一五日法律第八条）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第五十九条、第六十七条及び第七十条第六項並びに附則第十一条第二項、第十四条及び第二十八条の規定 この法律の施行の日又は少年法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十八号。附則第十一条において「少年法等一部改正法」という。）の施行の日のいずれか遅い日
附 則（平成一九年六月一七日法律第九十六条）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（平成二〇年六月一八日法律第七十一条）抄
（施行期日）

の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十三年四月二七日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中刑事訴訟法第四百九十九条の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十三年五月二十五日法律第三号）抄

（施行期日）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則（平成二三年六月三日法律第六二号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二五年一月二七日法律第八六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

事特別法（昭和二十九年法律第百五十一号）以下「日国連地位協定刑事特別法」という。第五条の改正規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定（「第四百八十四条」を「第四百八十八条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分を除く。）、附則第二十五条の規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八条第三項、第一百二十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百六条の十一の項の改正規定（「第二百七十八条の二第二項」を「第二百七十八条の三第二項」に改める部分に限る。）附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十五条第七項の改正規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定

定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第三十七条の規定、同法第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第一 条（施行期日） 附 則（令和五年六月二三日法律第六七号）抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。